

議案第31号

目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月17日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例の一部を改正する
条例

目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例（平成27年3月目黒
区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とする。

第9条中「別表第5」を「別表第6」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「別表第4」を「別表第5」に改め、同条を第9条とする。

第7条の次に次の1条を加える。

（区立幼稚園一時預かり保育料）

第8条 目黒区立幼稚園条例（昭和42年11月目黒区条例第34号）第8条
第1項に規定する事業の利用に係る保育料（以下「区立幼稚園一時預かり保
育料」という。）の額は、別表第4に定めるとおりとする。

別表第5中「第9条」を「第10条」に改め、同表を別表第6とする。

別表第4中「第8条」を「第9条」に改め、同表を別表第5とする。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第8条関係）

区立幼稚園一時預かり保育料	1時間当たり400円を超えない範囲内で 委員会が定める額
---------------	---------------------------------

付 則

この条例は、目黒区立幼稚園条例の一部を改正する条例（令和8年3月目黒

区条例第 号) の施行の日から施行する。

(説明) 区立幼稚園一時預かり保育料の額を定めるため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。